

議案第 38 号

令和 8 年度板橋区登録文化財の諮問について
上記の議案を提出する。

令和 8 年 7 月 23 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長沼 豊

令和 8 年度板橋区登録文化財の諮問について
板橋区文化財保護条例第 4 条第 2 項及び第 13 条第 3 項並びに第 19 条
に基づき東京都板橋区文化財保護審議会に諮問する。

記

1 諮問内容

板橋区文化財として新たに登録・指定することについて（2 件）

（1）有形文化財（彫刻・歴史資料）

圓福寺釈迦如来坐像

（2）有形民俗文化財（信仰）

出羽三山徳丸講石造物

（提案理由）

上記案件が、板橋区文化財保護条例第 4 条第 1 項に規定する登録文化財、
あるいは、同条例第 13 条第 1 項に規定する指定文化財のいずれかに該当
すると思われるため、同条例第 4 条第 2 項及び第 13 条第 3 項並びに第 19
条に基づき諮問する必要がある。

令和8年度板橋区文化財保護審議会諮問概要

1 圓福寺釈迦如来坐像

- (1) 名 称 圓福寺釈迦如来坐像 (えんぷくじ しゃかによらい ざぞう)
- (2) 所在地 板橋区西台3-32-26
- (3) 所有者 宗教法人圓福寺
- (4) 種 類 有形文化財(彫刻・歴史資料)
- (5) 内 訳 1 軀
- (6) 来歴・内容及び諮問理由

圓福寺は、今から550年以上前に太田道灌(江戶城・川越城を築いた武将)が建てたという曹洞宗寺院である。当初は川越にあったが、江戸時代初めころに西台へ移転してきたと伝わる。

この仏像は、当寺の本尊である。特徴は、像の制作時期が部位によって異なる点で、頭部は古く、体部は新しい。この形態になった経緯を書いた江戸時代の記録があり、当寺が近年、この仏像を修復に出したときに仏像の中から見つかった。記録の内容は以下のとおりである。

- 武州多摩郡成瀬村(現：東京都町田市成瀬)の東雲寺の和尚が、平安時代に作られたという仏像の頭部を入手し大切にしていた。
- 圓福寺の和尚が、その頭部と、東雲寺の和尚が彫った体部を合わせて本尊にしたと依頼してきた。
- 東雲寺の和尚は、依頼のとおり仏像を作って圓福寺に贈った。圓福寺の和尚・檀家は大変喜んで東雲寺の和尚にお礼をした。

記録を書いた日…享保元年(1716)11月 東雲寺の和尚の書

つまり、仏像の制作時期は、頭部が平安時代、体部は江戸時代中期で、この特徴は江戸時代後期の地誌(『新編武蔵風土記稿』)にも書かれている。

仏像は、制作年代や作者がわからないことが通例であるが、この仏像は形態の特徴と制作の経緯・年代・作者がわかり、板橋の地域史と地域をこえたつながりを明らかにするうえで貴重な事例である。



圓福寺釈迦如来坐像 像高51.2cm ▶
木造 体部：金塗

左：『板橋の仏像』(1989、板橋区仏像調査会・板橋区教育委員会)
右：板橋区仏像調査 撮影画像(1986.6)

2 出羽三山徳丸講石造物

- (1) 名 称 出羽三山徳丸講石造物（でわさんざんとくまるこう せきぞうぶつ）
- (2) 所在地 板橋区徳丸6-34-3 北野神社
- (3) 保持者 出羽三山徳丸講（でわさんざんとくまるこう）
- (4) 種 類 有形民俗文化財（信仰）
- (5) 来歴・内容及び諮問理由

出羽三山徳丸講が所有し、徳丸北野神社境内に祀られている「出羽三山徳丸講石造物」は、①天保13年（1842）造立の「出羽三山三祀聖霊碑」、②明治10年（1877）造立の「湯殿山三宝大荒神碑」、③同年造立の「当山供養碑」、明治12年造立の④常火不動水鉢に加え、それぞれ造立年未詳である⑤石祠、⑥荒澤不動明王碑、⑦不動明王坐像、⑧常火不動碑からなる。

以上の石造物は、出羽三山（山形県内の湯殿山・月山・羽黒山）の供養と、それに関連する信仰対象を祀るために「出羽三山徳丸講」によって造られたものである。

同講は、現在も東京都内で唯一活動している出羽三山登拝講であるとされる。徳丸地域からの登拝は、山形県鶴岡市手向にある出羽三山宿坊勝木坊が所蔵する、文政12年（1829）に作成された「湯殿山・月山・羽黒山三所大権現御祈禱帳」に、正徳元年（1711）6月21日付で、徳丸村の九郎左衛門以下8名の記載がみられることから、その登拝の歴史は300年を超えているものと考えられる。

なお、同文書には、上赤塚村・下赤塚村・徳丸四ツ葉村・志村・蓮沼村・根葉村・前野村（清水村含）・中台村・西台村・下板橋町・上板橋村・中丸村の区内の旧村名と出羽三山講の講員の名前が認められる。これにより、少なくとも18世紀の段階で区内のほぼ全域にわたり、出羽三山信仰が広がっていたことがわかる。

また、東京都区部では御府内部を除いた周辺の16区において、17世紀後半から造立された出羽三山供養碑が確認されるが、いずれも三山への登拝講については活動実態が認められない。これにより、徳丸講の活動自体の重要性・希少性が確認できる。

なお、これらの石造物は、元来、徳丸村東部（徳丸七丁目）に所在する辻山に祀られ、信仰対象となっていたが、区画整理を契機に北野神社境内地へと移設された。

当石造物は、江戸期から現在にいたる板橋区域における出羽三山信仰の歴史とその活動実態を考えるうえで、重要な民俗・歴史資料である。

出羽三山三祀聖霊碑



湯殿山供養碑
・ 不動明王坐像



板橋区文化財保護審議会

東京都板橋区文化財保護条例（昭和58年3月18日東京都板橋区条例第16号）に基づき、令和8年度板橋区文化財の登録等について下記のとおり諮問する。

令和8年7月 日

東京都板橋区教育委員会

記

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 新たに文化財登録・指定するもの | 2件 |
| | （1）有形文化財（彫刻・歴史資料） | |
| | 圓福寺釈迦如来坐像 | |
| | （2）有形民俗文化財（信仰） | |
| | 出羽三山徳丸講石造物 | |